

国の手引きに基づく「量の見込み」の算出方法について

1. 「量の見込み」算出の趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」、「実施時期」について定めることになっています。

計画作成にあたっては、地域の特性や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情等を踏まえて作成することが必要です。

このため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する利用希望把握調査を行い、これらの結果等を活用しつつ教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

2. 「量の見込み」を算出する事業

下表の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

	対象事業	設定区分*	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	⇒ 1号	3~5歳
2	保育認定①(幼稚園) <共働きだが幼稚園利用のみの家庭>	⇒ 2号	3~5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所) <共働き家庭等>	⇒ 2号	3~5歳
3	保育認定③(保育園及び認定こども園+地域型保育) <共働き家庭等>	⇒ 3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業		0~5歳
5	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		1~3年生、4~6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		0~18歳
7	地域子育て支援拠点事業		0~2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした事業 ・その他(保育所、子育て支援センター)		3~5歳
			0~5歳
9	病児保育事業		0~5歳、1~6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		0~5歳、1~3年生、 4~6年生
11	利用者支援事業		0~5歳、1~6年生

*「認定区分」について

- ・1号:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- ・2号:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
- ・3号:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

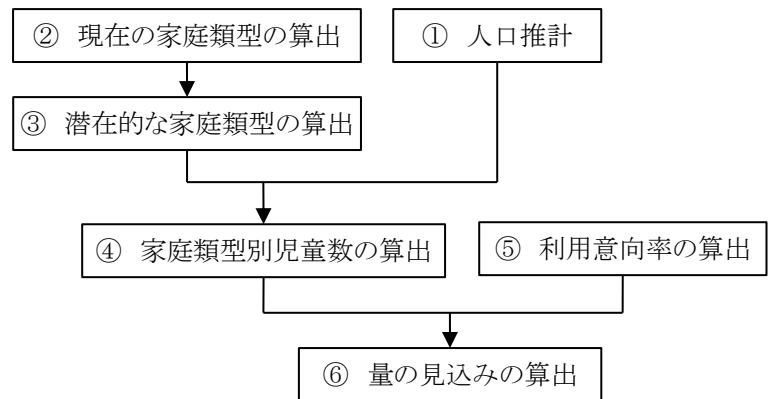
3. 「量の見込み」算出の手順

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたっては、利用希望把握調査の結果を基礎データとして用います。算出方法は、国が平成 26 年 1 月に提示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を基本としつつ、「子育て安心プラン」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)」、平成 30 年 8 月に示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえて算出することが望ましいとされています。

(2) 量の見込みの算出の流れ

- ① 人口推計
- ② 現在の家庭類型の算出
- ③ 潜在的な家庭類型の算出
- ④ 家庭類型別児童数の算出
- ⑤ 利用意向率の算出
- ⑥ 量の見込みの算出



4. 「量の見込み」の具体的算出方法

(1) 人口推計(推計児童数)

量の見込みを算出するにあたっては、計画期間中の各年における 0 歳から 11 歳の各歳別の人口推計(以下、「推計児童数」といいます。)が必要になります。第 1 期手引きにおいては、推計児童数の算出については、以下を参照することとされています。

- ① 平成 15 年 8 月「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」厚生労働省
- ② 平成 25 年 3 月「日本の地域別将来人口推計」国立社会保障・人口問題研究所

※平成 30 年 3 月に新たな人口推計が作成されています。

なお、①の人口推計においては、以下を基本的な考え方としています。

- ア 学齢基準日である 4 月 1 日時点での将来人口を推計することが望ましい。
- イ 推計に使用する実績人口データは、住民基本台帳もしくは国勢調査のいずれかに拠る。
- ウ 推計は、「コーホート変化率法*」または「コーホート要因法*」のいずれかの方法が推奨される。

*コーホート変化率法:各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

*コーホート要因法:各コーホートについて、自然増減(出生と死亡)及び純移動(転出入)という2つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

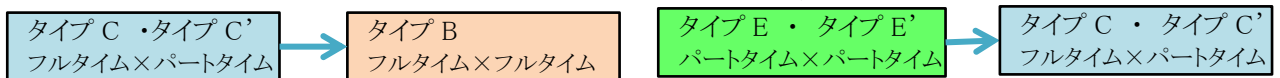
(2) 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

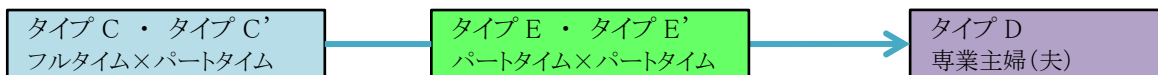
父親 \ 母親	1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中		3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労していない 6.就労したことがない
	120時間以上	120時間未満・ 下限時間以上	120時間未満・ 下限時間以上	120時間未満・ 下限時間以上	下限時間未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中	タイプ B		タイプ C	タイプ C'		タイプ D
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプ C	タイプ E			
	120時間未満・ 下限時間以上	タイプ C'	タイプ E'			
5.現在は就労していない 6.就労したことがない	タイプ D				タイプ F	

(3) 潜在的な家庭類型の算出

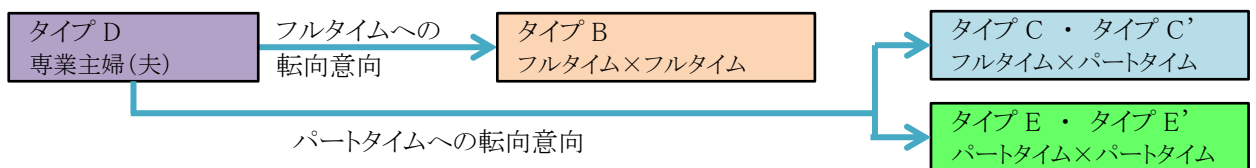
- ① パートタイムからフルタイムへの転換意向(転換希望があり、実現できる見込みがある)



- ② パートタイムから専業主婦(夫)への転換意向



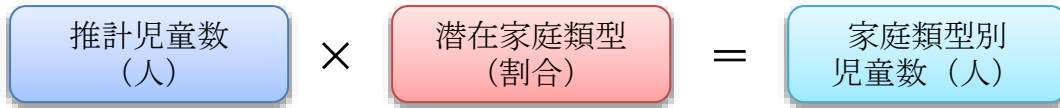
- ③ 専業主婦(夫)から就労への転換意向



- ④ 無業から就労への転換意向



(4) 家庭類型別児童数



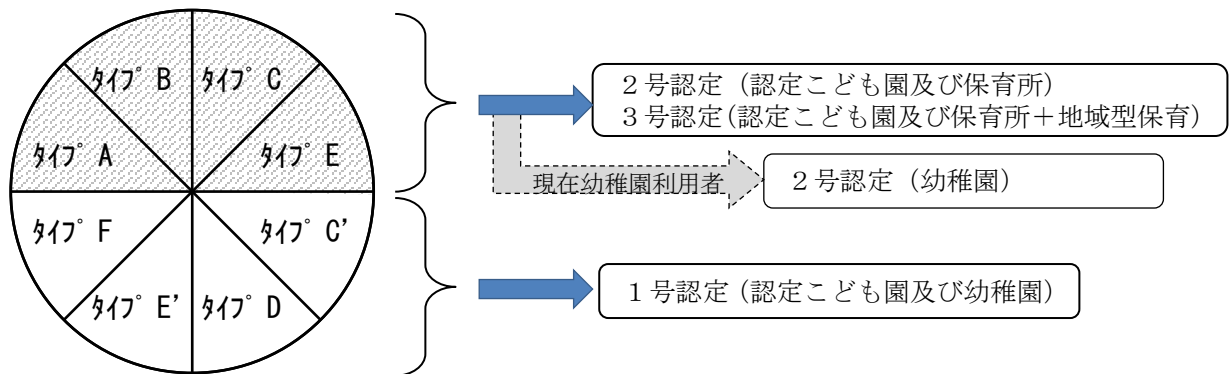
例) 平成 32 年度の 3 歳～5 歳の推計児童数の算出

※例示のための架空の数字です。

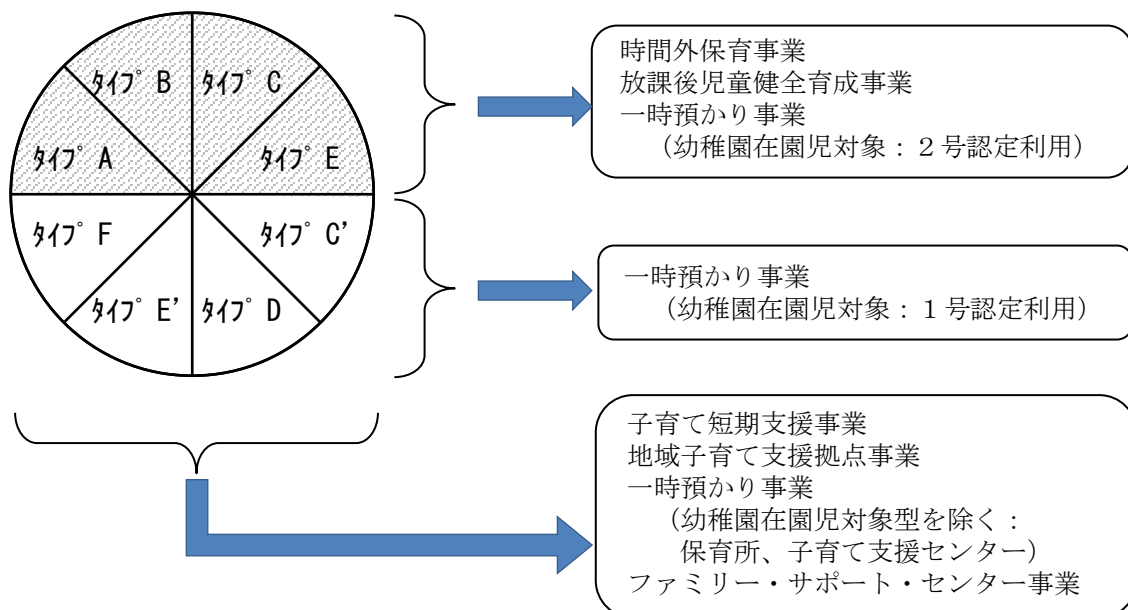
〈推計児童数〉		〈潜在家庭類型(割合)〉		〈家庭類型別児童数〉
平成 32 年度 (3～5 歳)		タイプ A	4.5%	タイプ A
3,000 人	×	タイプ B	27.4%	タイプ B
		タイプ C	12.9%	タイプ C
		タイプ C'	18.2%	タイプ C'
		タイプ D	36.0%	タイプ D
		タイプ E	0.3%	タイプ E
		タイプ E'	0.2%	タイプ E'
		タイプ F	0.5%	タイプ F
		=		
				135 人
				タイプ B
				822 人
				タイプ C
				387 人
				タイプ C'
				546 人
				タイプ D
				1,080 人
				タイプ E
				9 人
				タイプ E'
				6 人
				タイプ F
				15 人

(5) 各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型

① 教育・保育の量の見込みの対象家庭類型

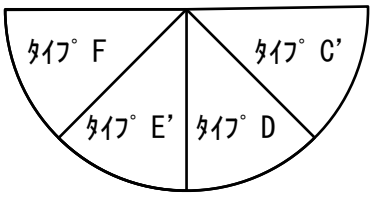


② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの対象家庭類型

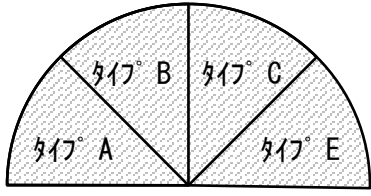


(6) 利用意向率の算出

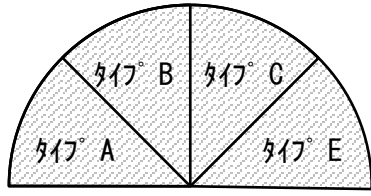
① 1号認定(認定こども園及び幼稚園)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	3~5歳	【問 16】 平日定期的に利用したい事業として、 ・幼稚園(通常の就園時間の利用) ・認定こども園 のいずれかを選択した者の割合

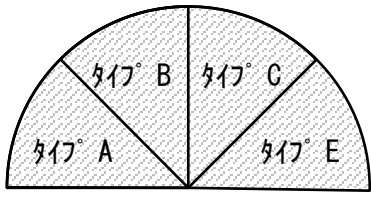
② 2号認定(幼稚園)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	3~5歳	【問 15-1】 平日定期的に利用している事業として、 ・幼稚園(通常の就園時間の利用) を選択した者の割合

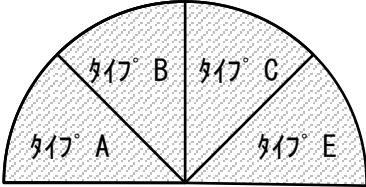
③ 2号認定(認定こども園及び保育所)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	3~5歳	【問 16】 平日定期的に利用したい事業として、 ・幼稚園(通常の就園時間の利用) ・幼稚園の預かり保育 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・認証保育所 ・定期利用保育施設 ・居宅訪問型保育 を選択した者から、2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い)を除いた者の割合

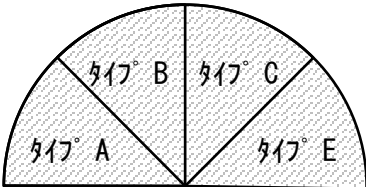
④ 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	0歳、 1・2歳	【問 16】 平日定期的に利用したい事業として、 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・認証保育所 ・定期利用保育施設 ・居宅訪問型保育 のいずれかを選択した者の割合

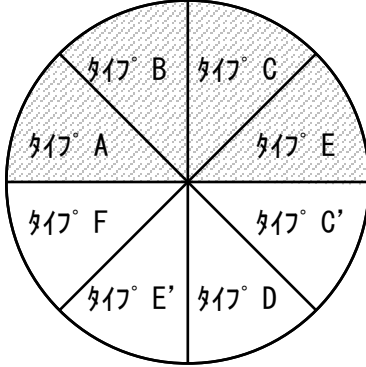
⑤ 時間外保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	0～5歳	【問 16、15-2(2)】 平日定期的に利用したい事業として、 ・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模な保育施設 ・家庭的保育 ・事業所内保育施設 ・認証保育所 ・定期利用保育施設 ・居宅訪問型保育 のいずれかを選択し、 かつ利用希望時間が19時以降の者の割合

⑥ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
	5歳 または 就学児	【問 26、27】 放課後の時間を過ごさせたい場所で、 ・放課後児童クラブ(学童保育) を選択した者の割合

⑦ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
	0～5歳	$利用意向 = 利用意向率 \times 利用意向日数$ 【問 25】 <u>利用意向率</u> 泊りがけの預け先に、 ・短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した ・仕方なく子どもだけで留守番をさせた を選択した者の割合 <u>利用意向日数</u> 上記を選択した者の1年間の平均日数

⑧ 地域子育て支援拠点事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
	0～2歳	<p>利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>【問 17、18】</p> <p><u>利用意向率</u></p> <p>現在利用している事業として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施している地域の子育て支援事業 ・市内で実施している類似の事業 <p>を選択した者と、今後利用したいを選択した者を合計した割合</p> <p><u>利用意向回数</u></p> <p>現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月当たりの平均利用回数</p>

⑨ 一時預かり事業等

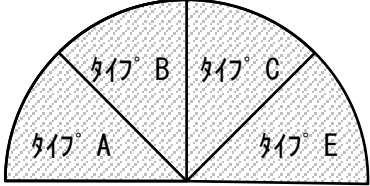
< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) >

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
<p>1号認定</p>	3～5歳	<p>利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>ア【問 16・24】、イ【問 15-1・問 23】</p> <p><u>利用意向率</u> ※下記のア×イの割合</p> <p>ア「1号認定のうち、不定期事業の利用希望者の割合」</p> <p>イ「不定期事業を利用している幼稚園利用者のうち、一時預かりまたは幼稚園の預かり保育を利用している者の割合」</p> <p><u>利用意向日数</u></p> <p>不定期事業の利用意向がある者の1年間に利用したい平均日数</p>
<p>2号認定</p>		

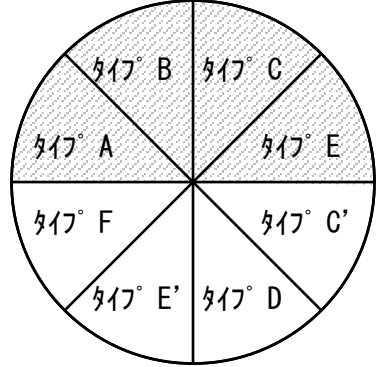
< 上記以外 >

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
	0～5歳	<p>利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>【問 24】</p> <p><u>利用意向率</u></p> <p>不定期事業の利用希望のある者の割合</p> <p><u>利用意向日数</u></p> <p>不定期事業の利用意向のある者の1年間に利用したい平均日数</p>

⑩ 病児保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
	0～5歳	<p>利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>【問 22-1・22-2】</p> <p><u>利用意向率</u></p> <p>病気やけがで父親または母親が休んで対処した者のうち病児・病後児保育施設等の利用を希望する者と、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育施設等を利用した ・仕方なく子どもだけで留守番させた <p>を選んだ者を合計した割合</p> <p><u>利用意向日数</u></p> <p>下記の対処をした者の日数の総計を、利用意向のある実人数で割ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育施設等の利用希望日数 ・病児・病後児保育の利用日数 ・仕方なく子どもだけで留守番させた日数

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

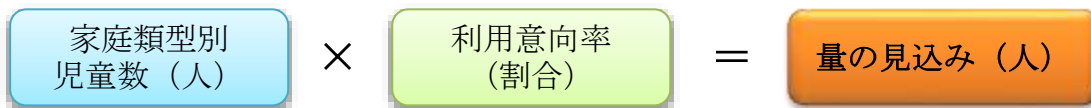
対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向
	5歳 または 就学児	<p>利用意向＝利用意向率×利用意向日数</p> <p>【問 26・27】</p> <p><u>利用意向率</u></p> <p>放課後の時間を過ごさせたい場所でファミリー・サポート・センターを選択した者の割合</p> <p><u>利用意向日数</u></p> <p>ファミリー・サポート・センター利用希望者の1年間に利用したい日数</p>

⑫ 利用者支援事業

利用者支援事業については、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出する。（箇所数で設定。）

(7)「量の見込み」の算出

① 教育・保育の量の見込みの算出方法

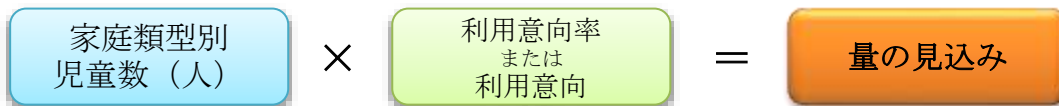


例) 平成 32 年度の 1 号認定の量の見込みの算出

※例示のための架空の数字です。

〈家庭類型別児童数〉 ※ 認定区分のみ		×	〈利用意向率〉 (割合)		=	〈量の見込み〉	
家庭類型	推計児童数		利用意向率			事業量	合計
タイプ C'	546 人		85%			464 人	1,466 人
タイプ D	1,080 人		92%			994 人	
タイプ E'	6 人		0%			0 人	
タイプ F	15 人		50%			8 人	

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法



例) 平成 32 年度の幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(1号認定)の量の見込みの算出

※例示のための架空の数字です。

〈家庭類型別児童数〉 ※ 認定区分のみ		×	〈利用意向〉 (利用意向率×利用意向日数)		×	〈量の見込み〉	
家庭類型	推計児童数		利用意向率	利用意向日数		事業量	合計
タイプ C'	546 人		9%	20 日		983 人日	3,899 人日
タイプ D	1,080 人		18%	15 日		2,916 人日	
タイプ E'	6 人		0.0%	0 日		0 人日	
タイプ F	15 人		0.0%	0 日		0 人日	

5. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウの区分ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

ア 1号（教育標準時間認定）

イ 2号（保育認定）

ウ 3号（保育認定）

その際、「子育て安心プラン」を踏まえた整備を目指すこと及び下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、計画的な受け皿整備を行うこととされています。

- ① 企業主導型保育施設について、施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、イ又はウに定める確保の内容に含めることができる。
- ② 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。
- ③ 「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満3歳未満子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができる。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援事業計画には、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる、2023年度末までに約30万人分の受け皿拡大の目標を踏まえ、適正な提供体制の確保の内容を定めることとされました。